

年金のお知らせ

■問合せ 武生年金事務所 Tel 23-1124
町民税務課 ☎ 47-8015

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

10年に延長されている後納制度が平成27年9月末で終了します！

過去10年以内の保険料の未納について、後から納付できる後納制度が、平成27年9月末で終了します。この機会に是非、後納制度をご利用ください。(ただし、若年者納付猶予等の免除期間がある方は、ご利用いただけません。免除期間分の納付をする場合は、追納制度をご利用ください。)

1 後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

- ①年金の受給資格を得られる可能性があります。
- (年金の受給資格を得るには、25年の加入期間が必要となります。)
- ②将来受け取る年金額が増額します。
- (1ヵ月分の後納保険料を納めると、老齢基礎年金が年額で1,625円増額します。)(※平成27年4月時点での満額の年金額ベースで算定)

2 利用できる方

- 20歳以上60歳未満の方 10年以内に納め忘れの期間(納付、免除以外)や未加入期間がある方
 - 60歳以上65歳未満の方 上記期間の他、任意加入中に納め忘れの期間がある方
 - 65歳以上の方 年金受給資格がなく任意加入中の方など
- (※60歳以上で、老齢基礎年金を受け取っている方は、ご利用できません。)

軽自動車税のお知らせ

■問合せ先 町民税務課 税務係
Tel 47-8014

軽自動車税を口座振替で納税される方へ

軽自動車税納税証明書(継続検査用)の発行について

車検用の軽自動車税納税証明書の発行には、軽自動車税が納税されたことの確認が必要になりますが、口座振替で納税される場合、金融機関から町へ振替完了の報告が届くまでに1週間ほどかかり、その間役場では納税の確認が出来ません。

平成27年度の軽自動車税の口座振替日は6月1日(月)ですが、口座振替後1週間以内に車検を受ける方は、納税済みであることを確認するため、振替額が記載された金融機関の「通帳」を窓口にて提示していただく必要があります。納税が確認できない場合には証明書を発行できませんので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、口座振替で納税された方には、6月中旬に納税証明書(はがきを郵送します)。

優良(秀)運転者表彰を受けましょう

■問合せ 総務課防災安全室 ☎ 47-8000

この表彰は罰金以上の刑を受けたことがなく(スピード違反などによる反則金は罰金ではありません。)5年以上無事故無違反で、5年間に3回以上の自動車運転者安全講習会を受けられた方は表彰の申請することができます。

表彰の種類は次のとおりです。全て自己申告制ですので、確認のうえ、申請してください。

表彰の種類および条件				表彰申請の手続き	
表彰の種類	運転経験・無事故無処分の期間	無違反の期間	表彰歴	受付期間	
優良賞	5年以上	5年以上	—	毎日 (ただし、土・日曜日、祝日は除きます。)	
優秀賞	10年以上	5年以上		6月30日(火)まで (ただし、土・日曜日は除きます。)	
優良運転者銅賞	15年以上	5年以上			
優良運転者銀賞	20年以上	5年以上			
優良運転者金賞	25年以上	5年以上			
優秀運転者銀賞	30年以上	5年以上			
優秀運転者金賞	40年以上	10年以上			

申請は越前交通安全協会(越前警察署内)・総務課防災安全室・各総合事務所で受付けています。

- 申請に必要な書類
- 申請書 1通
 - 受講済証
 - 自動車安全運転センター発行の「無事故無違反証明書」1通(発行日から3ヵ月以内のもの)

※証明書交付には630円が必要です。